幼児教育・保育の無償化の概要について

○幼児教育・保育の無償化とは

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育における保護者の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月1日より実施されています。

対象となるお子さんは、３歳児クラス（年少）から５歳児クラス（年長）のお子さんと、０歳児から２歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんです。

対象となる教育・保育施設やサービスは、従来の認可施設（保育所・認定こども園など）に在園する場合だけでなく、認可外保育施設や、預かり保育などのサービスを利用する場合でも、一定の条件のもと、上限額の範囲内で利用料（保育料）が無償化となります。

ただし、利用する施設に応じて発生する給食費（主食分）や、行事費・通園送迎費などは、利用料（保育料）とは異なる実費負担部分となりますので、引き続き保護者負担となります。

○無償化の対象となる子ども並びに教育・保育施設、サービスについて

区分			対象児童 （１）３歳児クラスから５歳児クラスの子ども （２）０歳児クラスから２歳児クラス（満３歳を含む）の住民税非課税世帯の子ども		
			利用料または無償化の上限額	無償化の申請（市への手続）	保育の必要性の認定（市への手続）
現在利用している教育・保育施設、サービス（代表的なもの）	①	認可保育所	０円	―	入園時に確認済み
	②	認定こども園の保育園部（地域型保育事業を含む）	０円	―	入園時に確認済み
	③	認定こども園の幼稚園部	０円　（注釈１）	―	―
	④	幼稚園（新制度移行済）	０円　（注釈１）	―	―
	⑤	幼稚園（新制度未移行）	月額25,700円まで　（注釈１）	**必要**	―
	⑥	幼稚園(認定こども園幼稚園部も含む) + 預かり保育	幼稚園の利用料に加え、 日額450円（月額11,300円）まで (満3歳の間は日額450円(月額16,300円)まで)	**必要**	**必要**
	⑦	認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター（注釈２）	月額37,000円まで （０～２歳は月額42,000円まで）	**必要**	**必要**
	⑧	企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	―	入園時に確認済み

（注釈１）開始年齢については、原則小学校就学前の３年間が無償化となりますが、幼稚園（認定こども園の１号を含む）部分については、学校教育法の規定に鑑み、満３歳（３歳の誕生日）から無償化となります。

（注釈２）保育園・認定こども園の保育園部及び企業主導型保育施設のいずれかに在園する児童は、対象外となります。

（その他）幼稚園・保育園・認定こども園等と併せて、障害児発達支援施設等を利用している児童についても、無償化の対象となります。

○無償化の給付認定

前ページの一覧表でご確認いただき、お子さんが利用したい施設や、サービスのうち、**無償化の申請が「必要」となっている場合には、市に申請**を行ってください。

この「無償化の給付認定（子育てのための施設等利用給付認定）」は、すでに保育所や認定こども園等を利用している場合に受けている「教育・保育給付認定（支給認定）」とは別のものとなります。

特に、保育施設・サービスを利用する場合には、「保育の必要性」についても合わせて認定を受ける必要がありますので、実際に保育施設・サービスを利用する前に、忘れずに申請を行ってください。

●１号～３号（教育・保育給付認定）

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	・認定こども園(幼稚園部) ・新制度幼稚園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部)
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部) ・地域型保育事業

■新1号～新3号（子育てのための施設等利用給付認定）

認定区分	対象となる子ども	無償化となる主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳児クラス（年少）以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む）＋預かり保育 ・認可外保育施設
新3号認定	0～2歳児クラス（満3歳も含む）で、住民税非課税世帯かつ、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	

●保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）とは、「子ども・子育て支援法」で定められている施設やサービスを利用する場合に、必要な認定となります。必要に応じた保育・教育サービスを受けるために、保育の必要性や必要量を判定するものです。

○利用開始後変更が生じた場合

施設等利用給付認定の認定事項に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」等の提出が必要となります。下記の表をご確認いただき、認定内容に変更が生じた場合には、必要書類の提出をお願いいたします。

認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、「施設等利用給付認定変更届」の提出がない場合には、無償化の認定を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

認定事項の変更がある場合は、変更が生じる月の前月20日までに、本庁こども課または松井田支所住民福祉課に書類が届くように、ご提出をお願いします。

<table>
<tr><th>変更の内容</th><th colspan="2">必要な提出書類</th></tr>
<tr><td>認定区分(新1号・新2号・新3号)を変更する場合</td><td rowspan="8">施設等利用給付認定変更申請書兼変更届
（様式集：様-27）</td><td rowspan="3">認定事由等により異なります。1ページで必要書類を確認してください。</td></tr>
<tr><td>認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合</td></tr>
<tr><td>就労先の変更</td></tr>
<tr><td>就労を開始したとき</td><td rowspan="2">変更内容が分かる資料</td></tr>
<tr><td>婚姻や離婚等による世帯構成の変更</td></tr>
<tr><td>税額(市町村民税額)が変更した場合</td><td rowspan="3">こども課にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>利用施設を変更又は退園する場合</td></tr>
<tr><td>市外へ転出する場合</td></tr>
</table>

無償化対象フローチャート

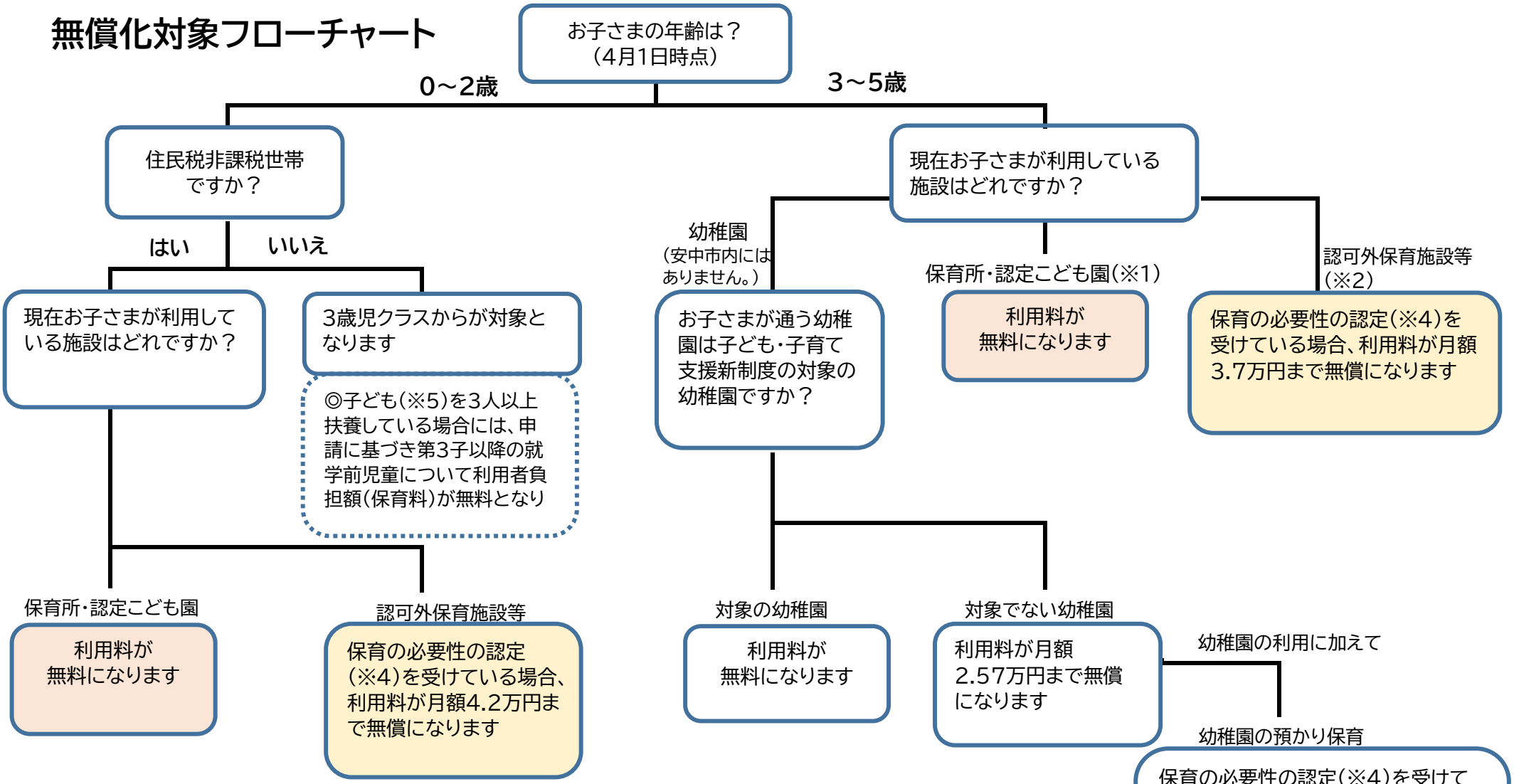

※1　地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型（標準的な利用料）も対象です。
※2　認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
※3　通園している園がどちらに該当するかわからない場合は、通園している園または市役所こども課にご確認ください。
※4　無償化の対象となるためには、市役所こども課から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、市役所こども課にご確認ください。
※5　ここでいう「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども（18歳未満）」とします（安中市の取扱い）。